

## 放射性廃棄物処分対策に関する総合エネルギー調査会 及び電気事業審議会における審議状況

平成9年3月21日  
通商産業省資源エネルギー庁

### 1. 早急な資金確保制度確立の必要性

本年1月20日にとりまとめられた総合エネルギー調査会原子力部会報告において、高レベル放射性廃棄物を始めとする放射性廃棄物処理処分の制度整備とその事業化を早急に進めていくことの必要性が提言されており、下記のとおり2000年に向けて所要の制度整備を行うことが求められている。

「高レベル放射性廃棄物処分対策については、2000年を目安に処分事業の実施主体を設立すべく、鋭意関係者間で検討が進められているが、その時点では、資金確保策や国の安全確保に対する責任の在り方も含め、処分方策の全体像が示されることが肝要である。」

「高レベル放射性廃棄物や原子力発電施設解体廃棄物に係る処分費用は、実際に発生するのは数十年後であるが、発電に伴う費用であり、世代間の負担の公平性の観点からは、発電した時点で準備されるべき費用である。現状では、処分制度が未確立のため将来の費用を合理的に見積もることが困難なことから手当されていないが、原子力の将来に対する国民の信頼を得る観点からも、処分の制度整備の進展を見つつ、費用の準備制度を早急に確立する必要がある。」

### 2. 費用の合理的見積もりに向けて

#### (1) 電気事業審議会料金制度部会報告(昭和62年3月31日)

「原子力バックエンド費用のうち、放射性廃棄物の処分費用については、現時点では処分方法等についてなお不確定な要素が多く、将来の費用を合理的に見積もることが困難であるため、引き続き内外の事態の推移を見極めていく必要がある。なお、引当金対象と考えられるものについては、費用の合理的見積もりが可能となった時点において、改めて本部会において料金原価への参入をはじめとしたその取り扱いについて検討することが適当である。」

(2) 動燃「地層処分研究開発の技術報告書」(平成3年度)

「人工バリア及び処分施設の検討は、人工バリアの性能や施設の機能、安全確保の観点から、人工バリア及び処分施設の要素技術を評価することに主眼を置いたものであり、経済性を含めた仕様の最適化は今後の課題とする。」

(3) 原子力バックエンド対策専門部会報告書(平成8年11月)「高レベル放射性廃棄物の地層処分研究開発等の進め方について」(案)

「処分施設に関し、設計・建設・操業・閉鎖などの全体スケジュール、モニタリング技術、並びに所要の資材などの調達、輸送の評価を含む経済的合理性の観点からの検討も行うことが重要である。」

### 3. 今後の対応方針

以上のような点から、2000年を目安にした実施主体の設立に向けて処分費用の準備制度を確立するため、処分事業の経済性に係る調査研究の成果を的確に反映させることにより合理的見積もりを理論的に行い、所要の制度整備を計画的に進めていくことが必要。

## 電力産業の構造改革について

### I. これまでの取組

#### 1. 電気事業法の改正(95年12月施行)について

電力の安定供給を確保しつつより効率的な電力供給体制を構築するため、競争原理の導入や事業者の経営効率化努力を促進するための環境整備を実施。具体的には、以下のとおり。

##### (1) IPP(独立系発電事業者)による入札制度の導入

卸電気事業に係る参入許可を原則として撤廃し、IPPによる入札制度を導入。

##### (2) 特定電気事業制度の創設

特定の供給地点における需要に応じ電力を直接販売する事業を創設。

##### (3) 料金規制の改善

負荷平準化に資する料金については、個別認可制から約款の届出制に移行。

##### (4) 自己責任の明確化による保安規制の合理化

合理化の結果、認可は9割減(約1000件→約40件)、認可+届出でも約5割減(約3700件→約1800件)

##### (5) その他(法改正以外の対応)

電力各社は、経営効率化に向けた自主的取り組みを毎年経営効率化計画として策定・公表することとしており、この中には設備投資の削減、組織の見直し等が盛り込まれている。

#### 2. 料金改定の実施

こうした料金制度改革等を踏まえ、電力10社は、95年10月、経営効率化計画を織り込み、電気料金引下げを申請。これを受けた通産省資源エネルギー庁は、事業者の経営効率化の度合いに応じて査定に格差を設けることにより事業者間の間接的な競争を促すヤードスティック査定を実施した上、同年12月認可。この結果、4.21%引き下げられた料金が96年1月1日から実施されている。

## Ⅱ. 今後の対応

- (1) 昨年12月に閣議決定された経済構造改革プログラムに基づき、電力分野について2001年までに国際的に遜色のないコスト水準とすることを目指して、負荷率の改善、I P Pによる入札制度の積極的活用等により電気事業者の経営効率化努力を加速化するとともに、直接供給分野における競争促進のための特定電気事業制度の要件緩和・制度改革の検討を含めて、所要の制度改革・規制緩和を行っていくこととしている。
- (2) これを踏まえ、通商産業大臣から電力首脳に対して、コスト削減のためのあらゆる努力を払うよう直接要請している。電力各社は、抜本的なコスト削減のため、夏場のピーク需要の伸びを抑制するための負荷率の改善、I P Pによる入札制度の活用等資本費の削減に資する措置を中心に検討中。
- (3) これら電気事業の構造改革の具体的な方途及びそのスケジュールの明確化については、今春を目途に作成の予定。

## Ⅱ. 国際的に魅力ある事業環境の創出

### 1. 高コスト構造の是正

#### [1] 抜本的な規制緩和等

産業の高コスト構造是正等のため、物流、エネルギー、情報通信、金融等について、抜本的な規制緩和等を推進する。

#### (1) 平成13年(2001年)に向けた国際的に遜色のない産業基盤サービスの実現

##### [エネルギー]

- ・電力について、平成13年(2001年)までに国際的に遜色のないコスト水準とすることを目指して、負荷率の改善、電源調達に係る入札制度の積極的活用を含む電気事業者の経営効率化努力を加速化するとともに、電気の小売販売市場における直接競争を今後さらに促進・活性化するため、特定電気事業制度の要件緩和の検討を含めて、所要の規制緩和・制度改革を行う。

#### (2) その他当面の措置

上記に加え、当面、以下の規制緩和等の措置を講ずる。

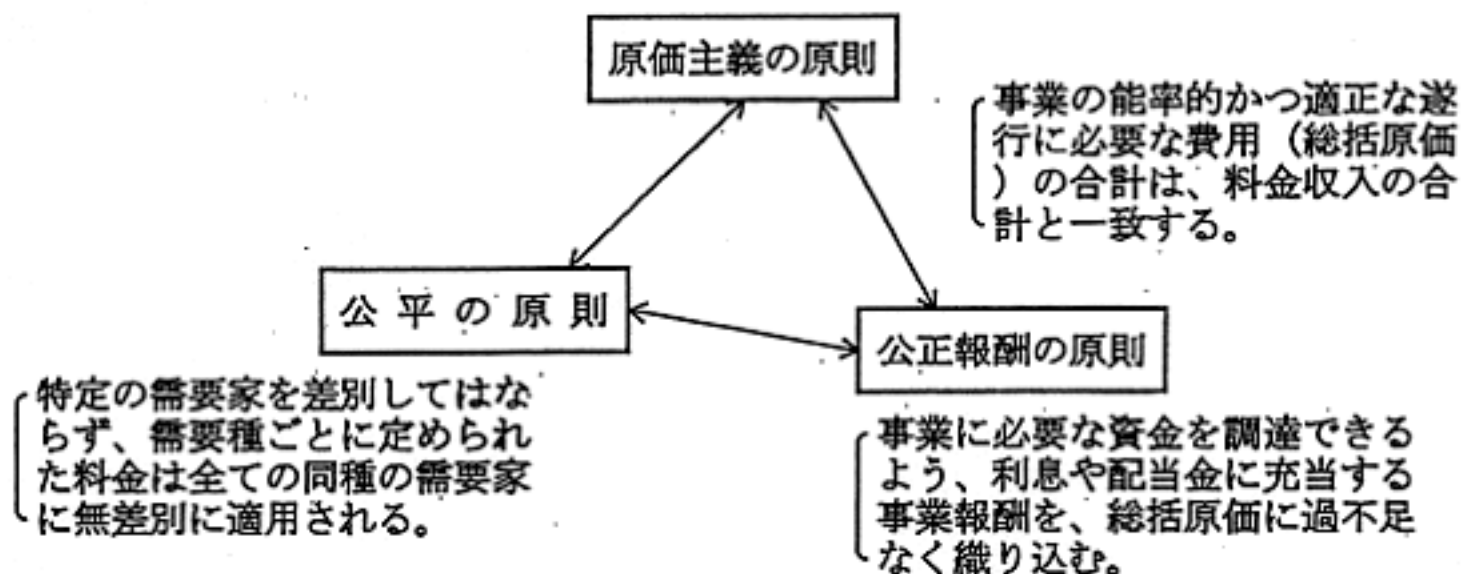
### B. 電力

- ・改正電気事業法において自由化された電力の自己託送について、平成9年春を目途に実質的にサービスを開始するよう電力業界の取組を促す。
- ・平成9年度以降、改正電気事業法において創設された電源調達に係る入札制度が一層活用されるよう電力業界の取組を促すとともに、入札関連情報の一層の透明化等必要な措置を講ずる。
- ・平成9年3月を目途に技術基準を改正し、電気工作物が維持しなければならない性能を規定(機能性基準化)することにより、電気保安規制を合理化する。

## 電気料金の設定方式について

1. 我が国の電気料金は、「総括原価方式」によって決定され、次の3つを基本原則としている。電気事業法においては、第19条にかかる原則が規定されているところ。

- ①原価主義の原則
- ②公正報酬の原則
- ③公平の原則



(参考)電気事業法(抜粋)

第19条 一般電気事業者は、電気料金その他の供給条件について供給約款を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

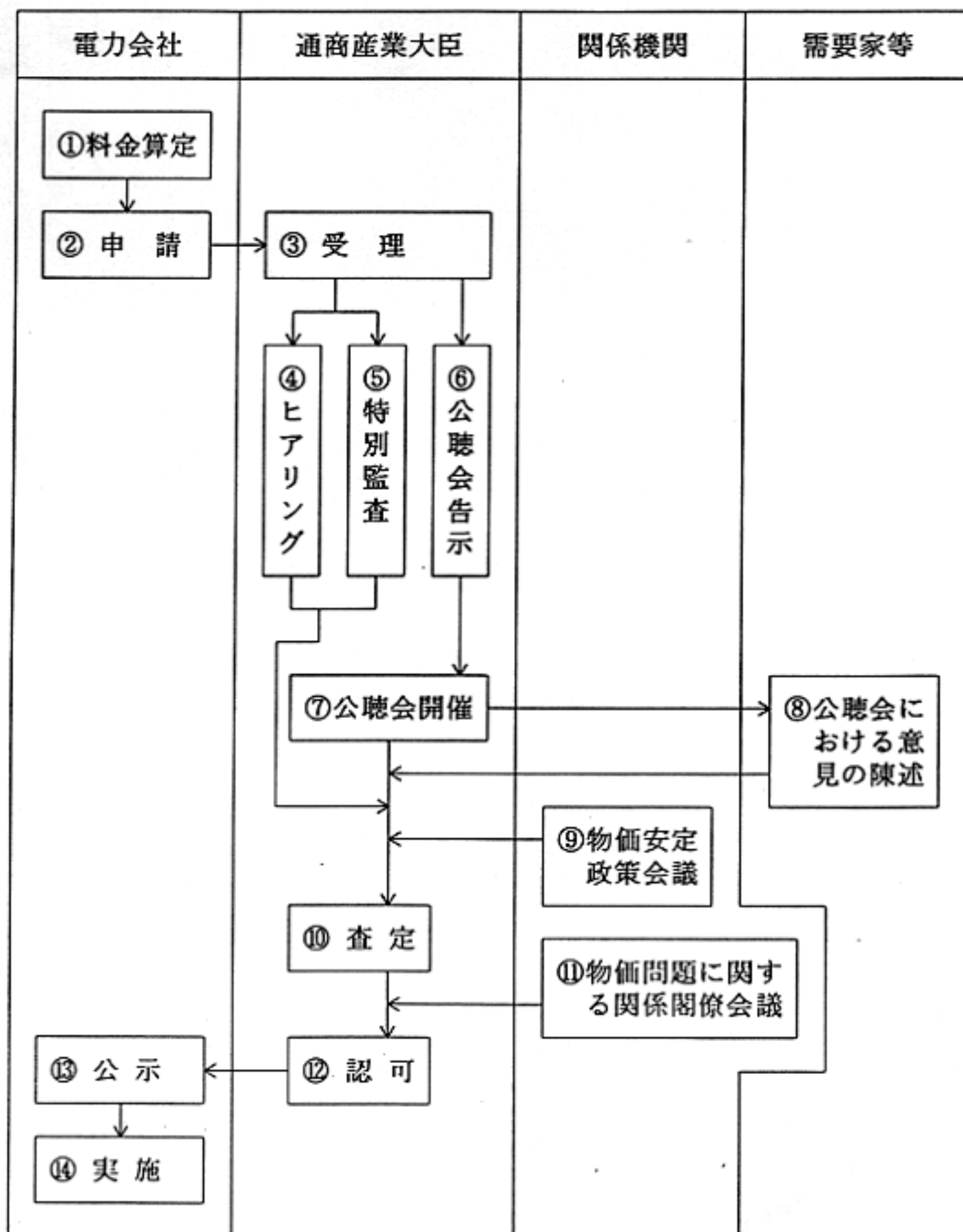
(略)

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2. 具体的には、以下のプロセスにより決定される。

- ①電気料金の算定の基礎となる一定期間の見通しを基に「総括原価」を算出
- ②かかる「総括原価」を電圧毎に使用形態(ロードカーブ(ピークの出方)、使用量、必要となる送配電設備 等)に応じて公平に配分(「個別原価計算」)
- ③②により配分された個別原価と料金収入が一致するように各契約種別毎に料金単価を決定

電気料金の改定申請から実施までのプロセス



注1) 公聴会は、電気事業法第108条に基づき開催

2) 物価安定政策会議は、消費者代表を含めた学識経験者で構成

3) 物価問題に関する関係閣僚会議は関係閣僚を構成員として必要に応じて開催



## 電気料金を巡るこれまでの議論

### ○今後の公共料金の取扱いについて(平成6年11月18日閣議了解)

「公共料金については、現下の厳しい経済情勢の中で安易な引き上げは厳に  
つつしみ、経費の削減等事業経営の徹底した合理化を図る。」

「公共料金の改定に当たっては、改定の理由、根拠、具体的な経営の合理化  
策、物価に及ぼす影響等を十分明らかにする等、公共料金関連産業の内容  
の透明性を確保し、国民の十分な理解を得るよう情報公開を進める。」

### ○行政改革推進本部規制緩和検討委員会意見報告(平成7年2月24日)

「ヤードスティック方式の運用により電気事業者間の経営効率化競争を促し、  
電気料金の引下げに努力すべき。また、①需要家の多様なニーズへの対応、  
②ピーク電力の抑制、③過剰投資抑制 を満たすような制度を構築すべき。  
その際、料金決定システムの透明性の確保が必要。」

### ○規制緩和推進計画(平成7年3月31日閣議決定)

「電気・ガス料金については事業者の自主的な経営効率化を促すため、料金  
の透明性を確保し、総括原価方式の枠組みを維持しつつ、事業の特性を踏  
まえたヤードスティック方式等を導入する。」